

防整施第4755号  
令和元年7月24日  
一部改正 防整施第16835号  
令和2年10月27日

各地方防衛局総務部長  
各地方防衛局調達部長  
各防衛支局長  
（長崎防衛支局長を除く。）  
名護防衛事務所長  
殿

整備計画局施設計画課長  
（公印省略）

電子契約システムの試行について（通知）

標記について、別紙のとおり定め、令和元年8月1日以降に入札公告又は手続開始の公示を行う建設工事等から、試行することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、監査課長、整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

## 電子契約システムの試行について

### 1 目的

従来の紙による契約の一連の手續と制度的に同じことをインターネットを介して実施することで場所や時間の制約を最小限として契約から請求までの業務が電子的に実現し、暗号化技術及び電子認証技術を用いインターネット利用における安全な電子契約の効率的な実施を実現することを可能とするため、電子契約システムの試行について必要な事項を定める。

### 2 試行の実施

地方防衛局等（各地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所を含む。以下同じ。）が発注する建設工事等（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事及び建設工事に係る技術業務委託の契約等の事務処理要領について（防整施（事）第144号。28. 3. 31）の別紙第2項に規定する技術業務をいう。）において、電子契約システムを試行するものとする。

地方防衛局等において、原則として全ての発注案件を対象とし、試行を行うものとする。

### 3 協議

本通知の実施に当たり、疑義が生じた場合は、整備計画局施設計画課と協議するものとする。